

令和4年10月の調剤報酬一部改訂について

令和4年10月1日

本年10月よりオンライン資格確認等のシステム活用に係る評価が改定され調剤報酬が以下のように変わります

【従来】 電子的保険医療情報活用加算

- ・マイナ保険証を利用する場合は3点 (1ヵ月に1回)
- ・マイナ保険証を利用しない場合は1点 (3ヵ月に1回)

【改定後】 医療情報・システム基盤体制充実加算

- ・マイナンバーカードを利用しオンライン資格確認等により
情報提供をした場合は1点 (6ヵ月に1回)
- ・それ以外の場合は3点 (6ヵ月に1回)

本改定によりいつものお薬でも、ご請求額が変わる場合がございますので

ご理解の程よろしく願いいたします。

サカエ薬局・すみれ薬局では、薬剤情報等を取得・活用することにより、
質の高い保険調剤の提供に努めています。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証のご利用について、ご理解・ご協力
いただきますようお願いいたします。

株式会社メディカメント